

◇番号：202105

◇研究機関名	山形大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	令和元年度～令和2年度	◇最終報告書提出日	令和3年12月28日
◇不正に支出された研究費の額	19,793,833円	◇不正に関与した研究者数	2人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和2年9月から複数回にわたり、山形大学教職員から自身が所属する研究室において競争的資金等の不正使用がある、との通報が通報窓口寄せられた。

【調査に至った経緯等】

予備調査の結果を受け、本調査が必要と認められると判断し、最高管理責任者（学長）が本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

調査委員会（学内委員5名、学外委員（公認会計士）1名）を設置して、調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和2年12月25日から令和3年12月28日

・調査対象

対象者：有機エレクトロニクス研究センターに勤務する教職員6名

対象課題及び年度：

【調査対象年度 平成30年度～令和2年度】

配分機関	国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）
事業名 （研究タイプ）	研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム （オープンイノベーション機構連携型） （O I - O P E R A）

【調査対象年度 平成28年度～令和3年度】

配分機関	国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）
事業名 （研究タイプ）	研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム （O P E R A）

【調査対象年度 平成25年度～令和2年度】

配分機関	国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）
事業名	研究成果展開事業 センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム

【調査対象年度 令和元年度～令和2年度】

配分機関	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（うみそら研）
事業名 プログラム名	戦略的イノベーション創造プログラム（SIP） 「スマート物流サービス」に係る研究開発

【調査対象年度 平成30年度～令和2年度】

配分機関	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
事業名 プログラム名	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期

及び類似課題2件

対象経費：上記課題の人件費、設備購入費及び通報のあった人件費に関連する旅費について調査。

・調査方法

書面調査、通報者及び調査対象者その他関係者へのヒアリング調査

◇調査結果

【不正の種別】

研究費の目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該研究室では、基盤研究の推進とともに事業化を目指した企業等との共同研究・応用研究を進めていくため、多くの外部資金の獲得と研究者、技術者を雇用し、急速に業務及び体制が拡充されていった。こうした中で、以下のような課題が生じていた。

- ・業務及び体制が拡充されていく中、研究者等の適切なマネジメントが困難な状況
- ・コミュニケーションの困難さから、教職員間の人間関係の希薄さや軋轢などが生じていた
- ・多くの外部資金を獲得する一方で業務が多岐にわたるとともに、複雑化することによって、研究工程管理、執行管理が困難な状況
- ・研究プロジェクトを推進するための研究装置・設備の整備について、計画的なマネジメント、管理が困難な状況

・手法

各外部資金プロジェクトの研究計画を逸脱、または経費の使用ルールを拡大解釈して経費を執行した目的外使用、不適切な事務処理手続き等

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
研究成果展開事業	5,654,276円	令和元年度～令和2年度	1人
戦略的イノベーション創造プログラム	9,149,957円	令和元年度～令和2年度	2人
戦略的イノベーション創造プログラム第2期	4,989,600円	令和元年度	1人
計	19,793,833円		2人

・私的流用の有無

書面調査及びヒアリング調査の結果、研究費はすべて研究遂行のために使用されており、調査協力者に対して行ったアンケート調査結果においても私的な目的での支出や、還流行為は確認されなかった。

(以下、不正等に関与した研究者2名を「X教員」「Y教員」と表記。)

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

1. 人件費

X教員が雇用契約の変更手続きが必要であることを認識していなかったことに加え、人事担当事務も同様に変更手続きが必要であることに思い至らなかったため、雇用契約と雇用財源に齟齬が生じたものとして、また、一部事業については雇用財源と業務実態は一致していないものとして、雇用経費の一部

が不正使用（目的外使用）となっていたと判断した。

Y教員については、雇用者の作業月報を、雇用者本人ではなく、管理的な立場にあるY教員が作成しており、本人が了承していない、実際に行っていない業務が記載された作業月報が提出され、手続きが極めて不適切であったものと判断した。

雇用財源に対し、明確に専従していたことが証明できない期間については、不適切な経費使用と判断した。

## 2. 設備購入費

スクリーン印刷機は、装置と研究計画は関連性があるが、結果的に本来の目的である業務には、ほとんど装置が使用されていない状況から、不適切な経費使用と判断した。

六軸ロボット装置については研究計画に位置付けられておらず、購入財源と使用実態も一致していないため、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。

液滴観察装置については、異なる事業の財源から購入されており、使用実態が一致していないため、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。

なお、これらの設備購入費に係る最終決定についてはX教員が行っており、同氏により本不正事案が生じたものと判断した。

### ◇不正の発生要因と再発防止策

#### 【発生要因】

- ・不正等に関わった研究者が所属する研究室では、多くの外部資金の獲得と研究者、技術者を雇用し、急速に業務及び体制が拡充していた。
- ・不正等に関わった研究者は、外部資金の使用ルールを都合良く解釈して経費を執行。
- ・意思決定が特定の研究者に集中し、適切なマネジメント体制が取られていなかった。
- ・標準作業手順が定められていなかったこと、その手順が守られているかチェック機構が存在していなかった。

#### 【再発防止策】

- ・今回問題となった人件費、設備購入費の目的外使用の事例が他プロジェクトなどにおいてもないか、全学で以下の事項について緊急点検を実施。
  - プロジェクトの事業計画と雇用計画との整合性確認
  - 雇用契約書等の業務内容であるかの確認を定期的実施
  - プロジェクトの事業計画と設備購入計画との整合性確認
  - 年度途中の設備使用状況等の確認（チェックシートによる書面確認、ヒアリング調査の実施等）
- ・本不正事案の発生要因を踏まえ、「研究費不正防止対策強化月間」を設定して、経費使用の適正化のための取組や、意識改革のための啓発活動等を推進。
- ・学長から研究費不正防止に対する強い決意表明を示すとともに、学内会議や各部局における会議等で周知を徹底
- ・全教職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、今回事案の発生要因を含め説明及び注意喚起を行う。また今後は研究倫理に関する研修との連携を図り、相乗効果を図る。
- ・会計事務従事者を対象とする研修を実施し、実務的な内容に加え、本事案を含む研究費不正使用事案の紹介など不正防止に向けた内容を付加し、再発防止に努める。
- ・山形大学が定める「競争的資金等に係る事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口」において半期に1回程度、様々な研究費不正事例の紹介、研究費使用に関する注意喚起、教員からの相談を受けるなどの取組を集中的に行う日を設定する。
- ・採用時または雇用契約更新時に会計・研究事務職員から被雇用者に対し、勤務条件や出勤表、研究費配分機関提出書類等についての記入・押印といったルールを直接説明するようにする。

- ・「業務内容、勤務形態等の実態が合意された業務を逸脱しない。」ことを担保するため、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、事務部門が定期的に面談や出勤簿・勤務内容の確認等を行うとともに、申請した事業計画書との整合性を相互牽制が機能するよう複数人で確認した上で、責任者を明確にして確実に部局長に報告させるなど、PDCAが機能する具体的な仕組みを検討し、実施する。
- ・また、雇用者に求めている月報について、プロジェクト名等・実務内容を明確に記載するような様式に修正することを検討する。
- ・装置・設備が目的に沿って適切に利活用されているかを確認するため、事務部門が主たる使用者及びその管理的立場にある者に対し、使用状況について定期的に確認を行うとともに、申請した事業計画書との整合性を事務部門と研究者によるダブルチェックで確認する仕組みや、研究者間で相互に使用状況を確認する仕組みなど、PDCAが機能する具体的な仕組みを検討し、実施する。
- ・学内監査は監査項目を設定した上で、全学の各部局に対して定期的・継続的に実施してきたところだが、今後実施する学内監査においては、米沢キャンパスにおける研究費執行について集中的に監査を実施する。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・本件の公表状況  
令和4年3月18日 記者会見を行うとともに山形大学ホームページに公表。
- ・関係者の処分  
競争的資金等の不正使用を行ったため、「国立大学法人山形大学教職員懲戒規則」に基づき、X教員を懲戒処分（停職3月）（令和4年6月9日付）とした。